

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和5年1月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和5年1月10日（火）午後1時30分から午後2時20分
開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- (6) 報告第3号 許可不要転用届出について（農地法第5条制限除外）

2 農業委員

(1) 出席委員（9人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鈴木 一男 | 2番 上田 誠也 | 3番 前田 洋一 |
| 4番 相馬 安伸 | 5番 眞弓 一保 | 6番 青木 積 |
| 7番 東 慶子 | 8番 大竹 美鈴 | 9番 田村 昭敏 |

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（7人）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 岩下久美夫 | 3番 阪田 典人 | 5番 原 正輝 |
| 6番 相馬 和幸 | 7番 高木 浩義 | 8番 西岡 信幸 |
| 9番 相馬 竜介 | | |

(2) 欠席委員（2人）

- | | |
|---------|----------|
| 2番 山川 登 | 4番 坂本 孝則 |
|---------|----------|

4 農業委員会事務局職員

- 事務局職員 山川 和徳
事務局職員 村上 学
事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第10回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中7名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところでもあります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：戸次字水溜619番

地目：畑

面積：4,844㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を12月23日（金）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、昨年度も農地を取得されており、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。また、申請人が運営する保育園の芋ほり体験として使用することも検討されておられます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後は甘藷を作付けされるとのことですので。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、今回の所有権移転により耕作面積は14,348㎡を耕作することになり、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員

議案第1号の番号1について、1番推進委員が説明します。

申請人は福祉施設等の経営のかたわら農業をされておられます。申請地について甘藷を自作し、保育園の芋ほり体験農地として利用されると聞いております。昨年度に取得された農地についても適切に管理されており、特に問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか？

◆9番委員

(取得後)約1町5反あって、管理も適切に管理されており規模拡大とのことですが、専業農家ではないことから心配です。町の情勢から資産保有目的等ではありませんか。

■事務局

事務局としても中核となる担い手へ集積すべきだと考えますが、この件は所有者の手放したいという意向があつてのことだと確認しています。

担い手へ集積していきたい旨は現地確認の際に本人(譲受人)へ説明しています。

集積・集約を進めるために、所有者からの貸したい・売りたいの相談がありましたら事務局へご一報ください。

◎議長

他にありませんか？

無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)全員賛成です。

よつて議案第1号 番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書3ページの議案第2号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字塚原523番1
地 目：畑
転用面積：364㎡
転用目的は、貸資材置場です。
権利は、売買による所有権移転です。

この議案につきましても、現地調査を12月23日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P8をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は第二種農地です。
(10ha以上の広がりがない農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は10ha以上の広がりがない生産性の低い農地で第2種農地であり、他の土地での代替性を検討した上で転用可能となっています。
今回は周辺の雑種地や宅地を検討されましたが、取得の用途がたまたまなかったため、本申請地とされました。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番推進委員

議案第2号の番号1について、1番推進委員が説明します。
申請者は熊本市で建築業を営む法人の代表を務める個人で、先月も■■■■■■■■■■の従業員駐車場への転用を申請されました。本町での仕事が増えてきて

いることから、今回の農地を貸資材置場として整備し、自己の会社に貸し付ける計画です。今回の転用では周辺に農地もなく、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、周辺家屋への影響も考慮した盛土等を行うとのことで、特段問題はないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

◆9番委員 周辺企業への貸付ではないのでしょうか？

■事務局 自己の会社への貸付です。

◎議長 ほかにありませんか。
ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号 番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字井手ノ上4381番
地 目：畑
転用面積：3,902㎡
転用目的は、駐車場です。
権利は、賃借権設定です。

この議案につきましては、現地調査を1月6日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P4をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不許可ですが、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農地への現状復旧を前提に転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見ををお願いします。

◆6番推進委員

議案第2号の番号2について、6番推進委員が説明します。

申請者は東京に本社を置き、総合建設業を営む法人で、TSMCの建設に伴う内部工事に携わるため、現場付近で一時的な駐車場を整備し、工事終了後には農地への復旧を行う計画です。建築物もなく、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、周辺農地への影響もないものと思われますので、よろしくご審議方をお願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号の番号3を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号 番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村上4206番1 外1筆

地 目：畑

転用面積：9,879㎡
転用目的は、貸駐車場及び資材置場です。
権利は、賃借権設定です。

この議案につきましても、現地調査を1月6日（金）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P7をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について
農地区分は農振農用地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は農振農用地であり、原則転用は不許可ですが、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、代替地の検討を行ったうえ、農地への現状復旧を前提に転用可能となっています。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第2号の番号3について、7番推進委員が説明します。
申請者は東京に本社を置き、建築設備工事業を営む法人で、TSMCの建設に伴う工事に携わる4者の代表です。現場付近で一時的な駐車場と資材置場を整備し、自社を含めた関連工事会社数社と共有で使用し、工事終了後には農地への復旧を行う計画です。建築物もなく、雨水は敷地内で自然浸透することになっており、周辺農地への影響もないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

- ◆ 9 番委員 ひとつの所有者は畜産農家でしょうか。
- ◆ 6 番 辞める方向で面積を減らしていくため、もともとはキャベツ農家に貸されることを考えられていたと聞いています。
- 事務局 補足です。貸資材置場 8 0 0 m²、貸駐車場 4 3 3 台分となっています。
- ◆ 8 推進委員 ただでさえ渋滞しているところなので、一つ拠点を作ってバスで移動することを考えてもらえないのでしょうか。
- 事務局 すでに企業は考えておられます。
それでもあれだけの大規模工事なので渋滞はすると思いますが。
申請者には、（南側の）集落への通り抜けはしないよう伝えております。
- ◎ 議長 ほかにありませんか。
ないようですので、採決を行います。
議案第 2 号の番号 3 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手) 全員賛成です。
よって、議案第 2 号の番号 3 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。
- 事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。
菊陽町長より令和 4 年 1 2 月 2 6 日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書の P 4 から P 1 0 をご覧ください。
利用権設定が 1 1 件、所有権移転が 2 件です。
- 計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP11、別紙報告のP2からP3をお願いします。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP12、別紙報告のP4からP9をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出(市街化区域)」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議 長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第3号について、議案書のP13、別紙報告のP10からP11をお願いします。「農地法第5条第1項ただし書きの規定による許可不要転用届出」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時20分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年1月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人